

熊谷市会計年度嘱託職員（相談支援員）募集要項

1 募集要件等

1 募集職種	相談支援員
2 職務	・DV相談等に関すること ・DV相談等に伴う男女共同参画室の業務に関すること
3 募集人員	1 名
4 勤務場所	熊谷市 男女共同参画室（男女共同参画推進センター「ハートピア」） 熊谷市筑波3丁目202 ティアラ21 4階
5 募集資格	社会的信望があり、職務を行うに必要な熱意と識見を持っている方で、地方公務員法第16条に該当する次の(1)から(3)のいずれにも該当しない方 (1) 拘禁刑以上の刑の処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 熊谷市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
6 申込期間	令和8年7月13日（月）から令和8年7月31日（金）まで
7 申込方法	上記期間内に、所定の申込書を直接男女共同参画室にご持参ください なお、申込みいただいた申請書は、返却できません。
8 面接	申し込みされた方を対象に、面接を行います。 （日程等は、別途お知らせします。） なお、申込者が多数の場合は、書類選考の上、面接を行います。
9 任用期間	雇用開始から令和9年3月末日まで ※更新の可能性あり
10 勤務時間	週4日29時間勤務 午前9時から午後5時15分 月曜日から金曜日及び第1・第3土曜日
11 報酬等	月額 160,878円～184,928円（地域手当相当額を含む） ※ 報酬額は、職歴等により決定します。また改訂される場合があります。 ※ 要件に該当する方は、別途交通費が支給されます。
12 期末・勤勉手当	報酬の4.65月分（年間）※在職期間等により変動
13 福利等	社会保険、雇用保険等適用
14 服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒の規定の対象となります。 ※営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。
15 休暇	年次有給休暇、特別休暇等
16 申込み・問合せ	熊谷市 男女共同参画室（男女共同参画推進センター「ハートピア」） 〒360-0037 熊谷市筑波3丁目202 ティアラ21 4階 電話 048-599-0011 月曜日から金曜日まで及び第1・第3土曜日（祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで